

危険物保安技術協会技術援助等実施規程

昭和 52 年 7 月 11 日危保規程第 24 号

最終改正 令和 8 年 4 月 7 日危保規程第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 16 条の 34 の規程に基づき危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し依頼を受けて実施する調査及び技術援助（以下「技術援助等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(技術援助等の実施)

第 2 条 協会は、関係行政機関又は事業者等の依頼に応じ、次条から第 6 条までの規定に定めるところにより、技術援助等を実施する。

(技術援助等に関する契約)

第 3 条 協会は、技術援助等を実施しようとするときは、当該技術援助等を受けようとする者（以下「委託者」という。）と技術援助等に関する契約を締結する。

2 前項の契約においては、次の事項を定める。

- (1) 技術援助等の対象
- (2) 技術援助等の実施期限
- (3) 技術援助等に係る受託料の額及び納付方法
- (4) 技術援助等に係る報告書の提出その他必要な事項

3 協会は、特別の事情により技術援助等の実施が困難となったと認められるときは、委託者との協議に基づき、第 1 項の契約の解除を求めるものとする。

(受託料)

第 4 条 技術援助等に要する受託料の額は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、現地調査が必要な場合の受託料の額は、この額に 2 に定める旅費の額を加算した額とする。

- (1) 屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験に係る技術援助
確認試験の数に応じ、別表第 1 に定める額とする。
- (2) 特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る技術援助
タンクの容量に応じ、別表第 2 に定める額とする。
- (3) 特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助
技術援助の種類及びタンクの容量に応じ、別表第 3 から別表第 6 までに定める額とする。

- (4) タンク開放周期の個別延長に係る技術援助
技術援助の種類及びタンクの容量に応じ、別表第7に定める額とする。
- (5) 特定屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助
別表第8に定める額とする。
- (6) 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助
タンクの容量に応じ、別表第9に定める額とする。
- (7) 準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助
技術援助の種類に応じ、別表第10に定める額とする。
- (8) 石油パイプライン事業法による屋外タンクの検査に係る技術援助
技術援助の種類及びタンクの容量に応じ、別表第11に定める額とする。
- (9) その他の技術援助
(1) から (8) 以外の技術援助等であって、契約ごとに理事長が別に定める額とする。

2 旅費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 日当
1日につき 2,200円
- (2) 宿泊料
甲地方 1日につき 10,900円
乙地方 1日につき 9,800円
- (3) 交通費

3 既に納付された受託料は、協会が当該受託料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

(報告等)

第5条 協会は、技術援助等が終了したときは、委託者に対し、報告書により報告を行うものとする。

2 協会は、必要があると認められるときは、前項の報告書に危険物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関し参考となるべき意見を付すものとする。

3 協会は、委託者の同意を得て、第1項の報告書の写しを関係行政機関に送付することがある。

(実施細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、技術援助等の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年7月15日から実施する。

附 則 (昭和53年1月9日危保規程第1号)

この規程は、昭和53年1月1日から実施する。

附 則 （昭和55年11月10日危保規程第5号）

この規程は、昭和52年7月15日から実施する。

附 則 （平成6年12月10日危保規程第4号）

この規程は、平成6年12月10日から実施する。

附 則 （平成9年7月31日危保規程第18号）

この規程は、平成9年7月31日から実施する。

附 則 （平成11年10月19日危保規程第10号）

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則 （平成12年3月21日危保規程第3号）

この業務規程は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 （平成16年6月17日危保規程第2号）

この業務規程は、平成16年7月1日から実施する。

附 則 （平成17年3月22日危保規程第10号）

この業務規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 （平成23年8月22日危保規程第16号）

この業務規程は、平成23年9月1日から実施する。

附 則 （平成24年3月8日危保規程第21号）

この業務規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 （平成31年4月22日危保規程第6号）

この業務規程は、令和元年5月1日から実施する。

附 則 （令和元年6月28日危保規程第16号）

この業務規程は、令和元年7月1日から実施する。

附 則 （令和7年3月19日危保規程第4号）

この業務規程は、令和7年4月1日から実施する。

附 則 （令和8年4月7日危保規程第8号）

この業務規程は、令和8年5月1日から実施する。

別表第1 屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験に係る技術援助

確認試験の数	額
8 以下の場合	3 5 0 千円
8 を超える場合	$3 5 0 \text{ 千円} + (\text{確認試験の数} - 8) \times 3 0 \text{ 千円}$

別表第2 特定屋外貯蔵タンクの保有水平耐力の評価に係る技術援助

(1 基当たり)

タンク容量	額
1, 000KL 以上 10, 000KL 未満	1 3 0 千円
10, 000KL 以上	1 5 0 千円

別表第3 基礎・地盤のボーリング箇所等の選定に係る技術援助

タンク基数	額
1 0 基以下の場合	$\text{タンク基数} \times 1 1 7 \text{ 千円}$
1 1 基以上 2 0 基以下の場合	$1, 1 7 0 \text{ 千円} + (\text{タンク基数} - 1 0) \times 9 0 \text{ 千円}$
2 1 基以上 4 0 基以下の場合	$2, 0 8 0 \text{ 千円} + (\text{タンク基数} - 2 0) \times 6 0 \text{ 千円}$
4 1 基以上の場合	$3, 3 8 0 \text{ 千円} + (\text{タンク基数} - 4 0) \times 4 0 \text{ 千円}$

備考

直径7.9m以上のタンクについては、基数の計算上、当該タンクの基数1につき2として算定するものとする。

別表第4 基礎・地盤及びタンク本体の安全性評価に係る技術援助 (旧法タンク)

(1基当たり)

		タンク容量	1,000KL以上 10,000KL未満	10,000KL以上
基礎・地盤及びタンク 本体の安全性評価 ※1	別表第3の技術援助と一括受託した場合		300千円〔253千円〕 ※2	330千円〔283千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を既に受託している場合		340千円〔288千円〕 ※2	380千円〔326千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を受託していない場合		410千円〔349千円〕 ※2	460千円〔393千円〕 ※2
タンク本体の安全性評 価 ※1	別表第3の技術援助と一括受託した場合		110千円〔91千円〕 ※2	130千円〔110千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を既に受託している場合		150千円〔122千円〕 ※2	170千円〔144千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を受託していない場合		180千円〔154千円〕 ※2	210千円〔183千円〕 ※2
基礎・地盤の安全性評 価 ※1	別表第3の技術援助と一括受託した場合		180千円〔154千円〕 ※2	190千円〔165千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を既に受託している場合		220千円〔187千円〕 ※2	230千円〔198千円〕 ※2
	別表第3の技術援助を受託していない場合		270千円〔232千円〕 ※2	310千円〔258千円〕 ※2

備考

※1 以前に協会において安全性評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重や最高使用温度が変わることにより安全性を再評価する場合は、上の表の該当する額の2分の1とする。

※2 協会が指定するプログラムにより作成された設計図書等が提出される場合、〔 〕に記載される金額を適用する。

別表第5 損傷を生じない浮き屋根及び浮き蓋に関する安全性評価に係る技術援助

(1基当たり)

タンク容量	1,000KL以上 5,000KL未満	5,000KL以上 10,000KL未満	10,000KL以上 50,000KL未満	50,000kL以上 100,000kL未満	100,000KL以上
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価、耐震機能強化及び溢流防止等に係る技術援助	390千円	470千円	510千円	580千円	670千円
浮き屋根及び浮き蓋の溢流防止に係る技術援助	90千円	100千円	110千円	130千円	140千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤及びタンク本体の安全性評価に係る技術援助	690千円	770千円	850千円	940千円	1,030千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等とタンク本体の安全性評価に係る技術援助	510千円	580千円	630千円	700千円	790千円
浮き屋根及び浮き蓋の強度評価等と基礎・地盤の安全性評価に係る技術援助	580千円	650千円	710千円	800千円	890千円

備考

以前に協会において安全性評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重や最高使用温度が変わることにより安全性を再評価する場合は、上の表の該当する額の2分の1とする。

別表第6 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに関する安全性評価に係る技術援助

(1基当たり)

タンク容量	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000KL 以上 100,000KL 未満	100,000KL 以上
浮き蓋の安全性評価に係る技術援助	130千円	150千円	180千円	190千円	210千円
特別通気口の通気性能の評価に係る技術援助	460千円				

別表第7 タンク開放周期の個別延長に係る技術援助

(1基当たり)

タンク容量			1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000KL 以上 100,000KL 未満	100,000KL 以上
			規則第62条の2の2第1項による措置	特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況について評価	新規コーティングの場合	330千円	410千円
既存コーティングの場合	400千円	490千円			820千円	1,150千円	1,380千円
危険物の貯蔵管理等の状況について評価		410千円		460千円	660千円	750千円	890千円
特定屋外タンクの腐食量に係る管理等の状況について評価	新規コーティングの場合				890千円	1,130千円	1,380千円
	既存コーティングの場合				1,040千円	1,320千円	1,600千円
規則第62条の2の2第2項による措置	新規コーティングの場合				1,150千円	1,410千円	1,670千円
	既存コーティングの場合				1,230千円	1,500千円	1,810千円
	無コーティングの場合				1,090千円	1,300千円	1,480千円

備考

コーティングによる場合であって、現地調査において不適合と評価された事案について再評価する場合の技術援助については、その評価の内容に応じて次の表の額によるものとする。

(1基当たり)

タンク容量	1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満	50,000KL 以上 100,000KL 未満	100,000KL 以上
	不適合箇所のみ再評価する場合	78千円	84千円	91千円	117千円
全面を再評価する場合	220千円	230千円	420千円	600千円	700千円

別表第8 特定屋外貯蔵タンクの水張試験の合理化の評価に係る技術援助

(1基当たり)

種類	額
水張試験の合理化の評価	1,740千円

別表第9 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の点検に係る技術援助

(1基当たり)

タンク容量	額
1,000KL以上 5,000KL未満	290千円
5,000KL以上 10,000KL未満	470千円
10,000KL以上 50,000KL未満	700千円
50,000KL以上 100,000KL未満	930千円
100,000KL以上	1,160千円

別表第10 準特定屋外貯蔵タンクの安全性調査の評価等に係る技術援助

(1基当たり)

種類		額
基礎・地盤及びタンク本体の 安全性評価 ※1	基礎・地盤及びタンク本体の場合	290千円
	タンク本体のみの場合	180千円
	基礎・地盤のみの場合	160千円
基礎・地盤の完成検査	書類審査のみによる場合	132千円
	現地立会い審査を伴う場合	305千円

備考

※1 以前に協会において安全性評価を受けたタンクであって、タンク本体の構造等について大きな変更がなく、貯蔵する危険物の比重や最高使用温度が変わることにより安全性を再評価する場合は、上の表の該当する額の2分の1とする。

別表第11 石油パイプライン事業法による屋外タンクの検査に係る技術援助

(1基1回当たり)

		タンク容量		
		1,000KL 以上 5,000KL 未満	5,000KL 以上 10,000KL 未満	10,000KL 以上 50,000KL 未満
底部に係る検査	板の厚さ及び溶接部の場合	304千円	437千円	712千円
	溶接部のみの場合	288千円	414千円	675千円
	板の厚さのみの場合	128千円	184千円	300千円
側部に係る検査	溶接部のみの場合	239千円	306千円	464千円